(六)　管理者に対し対応措置をとることを要求する権限のある当局の決定は、理由を示すべきである。当該決定は、当該管理者に通告すべきである。国内法令は、救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定める。権限のある当局は、また、国内法令に従い、利用可能な救済措置について当該管理者に通知する。

4　この補足議定書は、管理者が他の者に対して有する求償又は補償についての権利を限定し、又は制限するものではない。（第九条関係）

条約

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三十一号

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書

この補足議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）の締約国として、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則13を考慮し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法を再確認し、

損害がある場合又は損害の可能性が高い場合における適当な対応措置について議定書に適合するよう定めることの必要性を認識し、

議定書第二十七条の規定を想起して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

この補足議定書は、改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする。

第二条　用語

1　生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）第二条及び議定書第三条に定める用語は、この補足議定書について適用する。

2　さらに、この補足議定書の適用上、

(a)　「議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」とは、議定書の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議をいう。

(b)　「損害」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）であって、次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i)　測定することができる悪影響であること、又は人に起因する他の変化及び自然の変化を考慮して権限のある当局が認める科学的に確立された基準が存在する場合には、当該基準を考慮して観察することができる悪影響であること。

(ii)　3に規定する著しい悪影響であること。